

家庭教育支援法の提出に反対する決議

1 自民党は、家庭教育支援法の国会への提出を目指している。

家庭教育支援法は、国が家庭教育支援の基本方針を定め、地方公共団体は国の基本方針を参酌してさらに当該地方公共団体の基本方針を定め、保護者に対する学習機会や情報の提供や啓発活動、学校や保育所の設置者や地域住民に対し、その施策への協力を求めること等を内容としている。

2 家庭教育支援法は、あるべき家庭教育を国が設定した上に、地方公共団体を通じてそれを国民に徹底する仕組みを可能とするものである。同法の条文案では、このような家庭教育を行うことや「保護者が子に生活のために必要な習慣を身に付けさせる」ことが「保護者の第一義的責任」とされている。愛国心や公共心、規範意識といった国にとって都合のよい価値観を「生活のために必要な習慣」として、国が「支援」の名のもとに保護者や子どもに押し付ける危険が大きい。そうなれば、子どもの思想・良心の自由や学習権を著しく侵害こととなる。

また、特定の家族像を国が「望ましい」として設定することは、それに当てはまらない多様な個人の生き方を否定することにつながり、家族における個人の尊厳と両性の本質的平等を規定する憲法24条の精神に反するものである。

3 この間の安倍政権は、戦争をする国づくりの一環として、国家主義的傾向の強い教育施策を次々に行なってきた。

本年3月には、幼稚園の教育要領及び保育園の保育指針を改定し、小学校入学前から日の丸・君が代に親しむことを求め、小・中学校学習指導要領には、子ども達に愛国心を持たせることを明記した。また4月には、戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。これらの施策には、教育を手段として戦争を支える国民を生み出そうという安倍政権のねらいが端的にあらわれている。

戦時中には、戦時家庭教育指導要項が制定され、戦争に協力し、天皇に奉仕する子を育てるための教育が各家庭においても徹底された。家庭教育支援法は、これと同様に特定の価値観を各家庭に押し付けることを可能とするものであって到底容認できない。

4 以上、述べた通り、家庭教育支援法は子どもの思想良心の自由や学習権を侵害する危険が大きく、憲法24条の精神にも反するものである上に、安倍政権が進める戦争を支える国民を生み出すための教育施策の一環である。自由法曹団は、家庭教育支援法の国会提出に断固として反対する。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会